

聖籠町火災援護資金の貸付けに関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町規則第6号

聖籠町火災援護資金の貸付けに関する条例施行規則の一部を改正する規則

聖籠町火災援護資金の貸付けに関する条例施行規則（昭和50年聖籠町規則第8号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号中「心身に」を「精神又は身体に」に改め、同項に次の1号を加える。

（3） 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。